

日経平均株価の臨時入れ替えに関するコンサルテーションについて

日経平均株価は、日本を代表する株価指数として、相場動向の指標としてだけでなく、多くの金融商品でも利用されています。近年、日経平均に連動する資産が急速に増加したことを背景に、日本経済新聞社では、臨時入れ替えのルール変更を検討しています。変更在先立ち、以下の通りコンサルテーションを実施することで、広く市場参加者及び利用者の意見を募ります。

① 採用銘柄の整理銘柄指定時の入れ替え実施時期の変更【構成銘柄選定基準(3)③】

現状では、整理銘柄に指定された場合、原則として翌営業日に除外し、2営業日程度経過後に補充を実施していました。変更後は、除外、補充とも指定日の5営業日後とします。なお、「被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止」ならびに「第2部への指定替え」の場合は現状通り、除外事由の発生日に入れ替えます。

変更前	変更後
除外事由の発生日の入れ替え実施を原則とします。ただし、倒産等の除外事由が突発した場合は、その入れ替えの周知徹底のため、入れ替え実施まで期間を置くことがあります。特に当該除外に対する銘柄補充については原則として期間を置くものとします。	除外事由の発生日の入れ替え実施を原則とします。ただし、「整理銘柄への指定」の場合は、原則として指定日から「5営業日後」に入れ替えを実施します。実施日はその都度公表します。

② 採用銘柄の監理銘柄指定時の取り扱い【構成銘柄選定基準(3)①後半】

現状では、監理銘柄に指定された場合、事業の存続や上場廃止の可能性を判断したうえで、除外・継続を決定するとしており、指定時にその旨をお知らせしています。変更後は、原則として継続採用とするものの、例えば、完全子会社化を目的としたTOB（株式公開買い付け）が成立し、上場廃止の可能性が極めて高いと認められる場合など、事前の告知をもって整理銘柄指定前に除外することがあるとします。

変更前	変更後
原則として除外候補としますが、除外の実施については、事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断した上で決定します。	指定時点では原則として除外対象としません。ただし将来の上場廃止の可能性がきわめて高いと認められる場合など、当該銘柄の採用を継続することが著しく不相当と認められるに至った場合には、後日、事前の告知をもって除外することがあります。

**【質問】**

Q 1：①の整理銘柄指定時の臨時入れ替え基準の変更に対して賛成ですか。

Q 2：②の監理銘柄指定時の臨時入れ替え基準の変更に対して賛成ですか。

回答は以下の URL のコンサルテーションの回答フォームからお送り下さい。

[https://www1.entryform.jp/nikkei\\_consultation\\_2020\\_01j/](https://www1.entryform.jp/nikkei_consultation_2020_01j/)

**【回答の期限】**

2020 年 6 月 8 日

最終的な判断はコンサルテーションの結果を踏まえて日本経済新聞社が行い、算出要領等の変更の公表をもってお知らせします。いただいたご意見の公表は原則行いませんが、必要に応じてとりまとめた形で資料に記載する場合があります。その場合であっても個人名・社名を出すことはありません。

以上

---

連絡先：日本経済新聞社インデックス事業室 (<https://indexes.nikkei.co.jp/nkave/contact>)